平成２９年（フ）第１３２号
埼玉県熊谷市桜木町２丁目82番地　セレッソ701号室
債務者　永田　雅人
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５０６号
札幌市西区八軒５条西４丁目４番５―202号
債務者　笹谷　真弓（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３２号
札幌市西区琴似４条６丁目５番26―103号
債務者　森　　弓
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６９号
札幌市南区真駒内138番地69
債務者　澤井　幸子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０２号
札幌市中央区宮の森１条３丁目１番３―202号
債務者　関　　百恵
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０９号
札幌市中央区宮の森３条３丁目６番17―401号
債務者　大関　園美
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３５号
札幌市中央区南20条西12丁目１番20―101号
債務者　井元　大介
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５２号
札幌市手稲区前田７条17丁目１番15号　ドリームロード205号
債務者　藤井　秀明
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３号
（前住所）群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1165番地１
債務者　佐藤　順子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第８５６号
大阪市淀川区東三国６丁目20番26―502号
債務者　中村　真也
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９１号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　葛西　孝之
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５３９号
大阪府大東市御供田１丁目21番７号
債務者　利倉めぐみ
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６６３号
大阪市淀川区新北野３丁目２番３―1008号
債務者　中北　幹夫
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９５５号
大阪市西淀川区歌島２丁目２番13号西淀マンション207号室
債務者　安田多惠子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９９８号
大阪府大東市北条６丁目14番30号　スタープライト305号、前住所大阪府大東市北条７丁目14番22号
債務者　藤田　昌弘
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０４３号
大阪市此花区西島４丁目１番18―807号
債務者　長原　智子（旧姓高司）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０６２号
大阪府寝屋川市田井町８番５号
債務者　たんぽぽこと　内山　孝子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１４号
大阪市都島区毛馬町２丁目３番８―1103号、前住所神戸市須磨区神撫町５丁目３番７号
債務者　村松　文子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部